

公募型プロポーザル方式(建設工事)に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式(建設工事)に係る手続は、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式(建設工事)試行要領(最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号)及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領(最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号)に示すとおりです。

1 工事の概要

(1) 工事名

令和3年度 南信制御所太陽光発電設備等設置工事

(2) 工事の目的

長野県の「気候非常事態宣言」を受け、企業局で管理する庁舎における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、庁舎屋根への太陽光パネルおよび蓄電装置の設置等を行う。

本工事は、設計・施工一括発注方式を導入することで、設備規模、コスト及び庁舎使用電力量の削減等を考慮し、総合的に最適な提案を求めると及び設計当初から施工を行う者が携わること、本事業のコスト縮減、工期の短縮を図るものである。

(3) 工事内容

太陽光発電及び蓄電設備設置工事 一式

(4) 技術提案を求める具体的内容

太陽光設備等の最適規模等及びゼロカーボン化に関する提案

(5) 履行期限 令和3年12月24日

(6) 工事实施上の要件

庁舎のゼロカーボン化を最大限実現するため、設備の最適規模や災害に強い設備等施工方法などについての提案を求め、設計と工事を一体的に発注することにより建設の効率性を高める。

(7) 工事予算額 25,740千円(上限額 消費税込)

(8) その他

その他関係図書については、企業局電気事業課において閲覧可能です。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 電気工事について長野県建設工事の入札参加資格を有している者のうち、資格総合点数が820点以上であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 建設業法第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

(5) 有効な経営事項審査を有している者であること。

- (6) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第 31 条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 県内に本店を有する者であること。
- (12) 出力 50kW 以上の太陽光発電設備の設置工事に関する同種工事の実績を有すること。
 - ※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成 17 年 4 月 1 日から公告日の前日までに竣工した工事が該当します。
- (13) 主任（監理）技術者として、一級電気工事施工管理技士を配置できること。
- (14) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (15) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
 - なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
 - ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
 - イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
 - ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
 - エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
 - オ 事業協同組合とその構成員
- (16) 滞納している県税等徴収金がないこと。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式
 - 様式 2 号による。
- (2) 参加要件資料の作成様式
 - 様式 3 号による。
- (3) 参加要件資料記載上の留意事項
 - ア 業種その他許可状況
 - 入札参加資格業種、資格総合点数、特定建設業許可の有無、本店の所在地を記載すること。
 - イ 保有する技術職員の状況
 - 参加表明時点で在籍する技術職員の資格、員数を記載すること。

ウ 同種または類似工事の実績

- (ア) 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
- (イ) 同種工事の実績とは、公共機関等から発注された工事を元請し、平成17年4月1日から掲示日の前日までに竣工した工事で、出力50kW以上の太陽光発電設備の設置工事が該当する。
- (ウ) 工事実績については、これを証する契約書又はコリンズ等の写し及び最大出力が確認できるものを添付すること。

エ 当該工事の実施体制

- (ア) 配置を予定する主任（監理）技術者の資格、経歴等を記載すること。
- (イ) 「最近15年間の主な工事経歴」は、平成17年4月1日から掲示日の前日までに完成した工事が該当する。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局電気事業課

電話 026-235-7375

ファックス 026-235-7388

E-mail kigyo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年4月5日（月）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

イ 提出場所 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りま。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の（1）から（16）の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 参加資格要件 （会社）	・ 入札参加資格 ・ 資格総合点数	・ 求める業種の入札参加資格を有しているか ・ 資格総合点数は要件を満たしているか
2 営業所の所在地		・ 要件を満たしているか
3 同種又は類似の 工事の実績（会 社）	・ 同種又は類似工事の内 容	・ 当該工事の内容に近い工事の実績がある か
4 配置予定の技術 者	・ 主任（監理）技術者の状 況	・ 求める資格を有しているか

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、長野県企業局電気事業課長から通知しま

す。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第 5 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、長野県企業局電気事課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

（ア） 受付場所 3（4）に同じ。

（イ） 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

（ウ） 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

（エ） 回答方法 原則としてFAXによる。

（8） その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

（1） 技術提案書の作成様式

様式7号による。

（2） 技術資料の作成様式

様式8号による。

（3） 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

（ア） 主な工事経歴は揭示の日の前日から過去 15 年以内に完成した業務とする。（平成 17 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに完了した業務。）

（イ） 主な工事経歴の記載件数は 3 件以内とする。

（ウ） 「資格等」は、技術士（電気・電子部門）、1 級電気工事施工管理技士及び電気主任技術者免状（第一種、第二種、第三種）の資格の有無について記載すること。

（エ） 同種工事の実績とは、平成 17 年 4 月 1 日から揭示の日の前日までに竣工した工事で、出力 50kW 以上の太陽光発電設備の設置工事において主任（監理）技術者としての実績が該当する。

イ 技術提案

求められた技術提案について簡潔に記載すること。

ウ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

エ 工事に係る費用とその内訳

（ア） 様式は自由とする。

（イ） 必要に応じて、内訳についての詳細提示をさらに求めることがある。

オ 工事実績に関する確認事項

（ア） 上記同種工事において、蓄電池を組合せた太陽光発電設備の設置工事の実績がある場合

は、その旨を記載すること。

(イ) 工事实績について評価するため、同種工事の実績について、これを証する契約書又はコ
リンズ等の写し及び最大出力が確認できるものを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和3年4月12日(月)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日：令和3年4月15日(木))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年4月19日(月)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3 (4) に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限ります。

オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料
がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和3年4月26日(月)(変更の場合があります。)

イ 場 所 場所 3 (4) に同じ。

ウ 時 間 各者30分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、提案者の説明はTV会議による開催
とします。(Cisco Webex Meetingsを使用予定です。)

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)
は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに
該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定技術者の資格等の資格等(12点)	主任(監理)技術者	資格	専門分野の資格を有しているか
		主任(監理)技術者の経歴等	上記資格を取得後、豊富な経験を有しているか
		同種または類似工事の実績	豊富な同種・類似工事の実績を有しているか
工事实績(8点)	同種または類似業務の実績		豊富な同種・類似工事の実績を有しているか (蓄電池を組合せた太陽光発電設備)
費用(15点)	建設費、売電収入、自家消費電力量、ランニングコスト(20年間)について総合的に評価		
技術提案の内容(60点)	ゼロカーボンの実現に向けた提案	太陽光発電および蓄電設備諸元の設定と省エネに関する提案	求められた提案項目ごとに的確性、施工性、経済性等の視点で審査する
		蓄電池の性能と制御に関する提案	
		電力量等の可視化等に関する提案	
	災害に強い設備に向けた提案	建物荷重の軽減と耐震等に関する提案	
		降雪時における発電継続に関する提案	
		設備の災害時活用に関する提案	
	施工方法と保守管理	事業スケジュール	
システムの保守管理			
地域貢献	景観に配慮した設備に関する提案		
技術提案の内容と施工の整合性(5点)			提案の内容が十分検討されており、施工性においても評価できるか。
評点の合計結果(100点)			

(注1) 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者1名に対して行う。技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分るように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県企業局電気事課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定者への通知に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面により、長野県企業局電気事課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に、書面(様式自由)により、長野県企業局電気事課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含めない。)に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)

(ウ) 受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

（エ） 回答方法 原則としてFAXによる。

（11） その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

5 その他

（1） 契約書作成の要否

要（長野県建設工事事務処理規程（最終改正 平成30年9月19日付け30契検第46号）による。）

（2） 関連情報を入手するための窓口

3（4）に同じ。

申込時に別添、「守秘義務対象開示資料提供申込書（様式12-1号）」、「守秘義務に関する誓約書（様式12-2号）」及び「第二次被開示者への資料開示通知書（様式12-3号）」を提出すること。

（3） 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

（4） 必要に応じて技術提案書に関する補足説明資料を求める場合があります。

（5） 技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することが出来ます。

（6） 別紙 要求水準書を最低限満たすこと。